

5 その他事務

(1) 有効期間を経過した計量器の使用

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容				
刀根山高等学校	<p>計量法では電気等の使用量を計量する計量器（子メーター）について、検定証印等の有効期間を経過したものは使用してはならないとされている。</p> <p>行政財産の目的外使用許可を行った食堂の営業に伴うガス料金について、計量器（子メーター）により使用量を計量し、使用者（食堂業者）から負担金を徴収しているが、検定証印等の有効期間を経過した計量器（子メーター）を使用していた。</p> <p>計量器（子メーター）確認日 平成28年5月23日</p> <table border="1" data-bbox="546 785 1341 930"> <thead> <tr> <th data-bbox="546 785 970 856">計量器の種類</th> <th data-bbox="970 785 1341 856">有効期間の終期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="546 856 970 930">ガス子メーター 1台</td> <td data-bbox="970 856 1341 930">平成28年2月</td> </tr> </tbody> </table>	計量器の種類	有効期間の終期	ガス子メーター 1台	平成28年2月	<p>検定証印等の有効期間を経過した計量器（子メーター）を新しいものに取り換えるなど、必要な是正処理を行われたい。</p> <p>【計量法】 （使用の制限） 第16条 次の各号の一に該当するもの（船舶の喫水により積載した貨物の質量の計量をする場合におけるその船舶及び政令で定める特定計量器を除く。）は、取引又は証明における法定計量単位による計量（第2条第1項第二号に掲げる物象の状態の量であって政令で定めるものの第6条の経済産業省令で定める計量単位による計量を含む。第18条、第19条第1項及び第151条第1項において同じ。）に使用し、又は使用に供するために所持してはならない。</p> <p>三 第72条第2項の政令で定める特定計量器で同条第1項の検定証印又は第96条第1項の表示（以下「検定証印等」という。）が付されているものであって、検定証印等の有効期間を経過したもの</p>	<p>平成28年6月30日に検定証印等の有効期間を経過した計量器（子メーター）を新しいものに取り換えた。</p> <p>今後は、定期的に検定証印等の有効期間の確認を行うとともに、関係法令を遵守し、再発防止に努める。</p>
計量器の種類	有効期間の終期						
ガス子メーター 1台	平成28年2月						

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成28年5月23日）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容				
福泉高等学校	<p>計量法では電気等の使用量を計量する計量器（子メーター）について、検定証印等の有効期間を経過したものは使用してはならないとされている。</p> <p>行政財産の目的外使用許可を行った食堂の営業に伴うガス料金について、計量器（子メーター）により使用量を計量し、使用者（食堂業者）から負担金を徴収しているが、検定証印等の有効期間を経過した計量器（子メーター）を使用していた。</p> <p>計量器（子メーター）確認日 平成28年5月27日</p> <table border="1" data-bbox="647 661 1442 806"> <thead> <tr> <th data-bbox="647 661 1071 730">計量器の種類</th> <th data-bbox="1071 661 1442 730">有効期間の終期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="647 730 1071 806">ガス子メーター 1台</td> <td data-bbox="1071 730 1442 806">平成27年7月</td> </tr> </tbody> </table>	計量器の種類	有効期間の終期	ガス子メーター 1台	平成27年7月	<p>検定証印等の有効期間を経過した計量器（子メーター）を新しいものに取り換えるなど、必要な是正処理を行われたい。</p> <p>【計量法】 （使用の制限） 第16条 次の各号の一に該当するもの（船舶の喫水により積載した貨物の質量の計量をする場合におけるその船舶及び政令で定める特定計量器を除く。）は、取引又は証明における法定計量単位による計量（第2条第1項第二号に掲げる物象の状態の量であって政令で定めるものの第6条の経済産業省令で定める計量単位による計量を含む。第18条、第19条第1項及び第151条第1項において同じ。）に使用し、又は使用に供するために所持してはならない。</p> <p>三 第72条第2項の政令で定める特定計量器で同条第1項の検定証印又は第96条第1項の表示（以下「検定証印等」という。）が付されているものであって、検定証印等の有効期間を経過したもの</p>	<p>平成28年7月5日にガスメーターを交換した。</p> <p>今後とも関係法令に基づき適切な対応に努める。</p>
計量器の種類	有効期間の終期						
ガス子メーター 1台	平成27年7月						

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成28年5月27日）